

請願文書表（令和2年12月定例会）

受理番号	請第5号
受理年月日	令和2年12月3日
件名	高浜発電所1、2号機の再稼働に関する請願
請願者	舞鶴市字浜66番地 舞鶴商工会議所 会頭 小西剛氏
紹介議員	高橋秀策、上野修身、松田弘幸
要旨	<p>貴職におかれましては、平素から、地域経済の振興発展と、舞鶴商工会議所の運営ならびに会員企業の事業活動に格別のご理解とご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>デジタル化が進む現代社会において、電気エネルギーは、光と熱と情報を供給する最も重要なインフラであり、私たちにとってまさに「産業の大動脈」になるものであります。</p> <p>昨今の自然災害による大規模停電は、私たちに甚大な被害をもたらし、経済的にも民生の安定や生命を守るうえからも、良質な電気エネルギーの安定供給の重要性を改めて実感させられました。</p> <p>エネルギー政策は、「安全確保」を大前提に「安定供給」「経済性」「環境保全」を考えた多様な電源構成（ベスト・ミックス）による、現実的で合理性のあるバランスのとれたものでなくてはなりません。</p> <p>そして、市内に大型火力発電所があり、全国で唯一、原子力発電所のPAZが府県域を越えて存在する地元企業として、私たち舞鶴商工会議所の1,000余りの会員事業所は、その運転と安全性の確保に役立ちたいと願っています。</p> <p>つきましては、新規制基準適合によって安全性が確認された高浜発電所1、2号機の再稼働を容認することについて、舞鶴市議会の意思を表明していただくよう、地方自治法第124条により請願いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 請願の要旨</p> <p>① 新規制基準適合によって安全性が確認された高浜発電所1、2号機の再稼働を容認するよう求める。</p> <p>② 再稼働後の安全性の確保については、国の責任と権限において、事業者と一体となって万全を期するよう求める。</p> <p>③ 万一の際の住民避難については、国の責任と権限において、地元自治体の意向を十分に踏まえた上で、関係自治体との連携の下に、避難インフラの整備をはじめ関係住民の安心につながる万全の体制を構築するよう求める。</p>

以上の①②③について、舞鶴市議会の意思を表明していただくよう請願いたします。

## 2. 請願の理由

エネルギー政策は、国の命運を握る基幹政策であり、納得できる価格で、満足できる品質の高い、安定した“エネルギー供給”があってこそその企業活動であり、日々の暮らしが成り立つものであると考えています。

今、国際社会は、エネルギーの安定供給を確保しつつ、脱炭素社会との両立を目指しています。

こうした中で、国は太陽光や風力などの再生可能エネルギーを主力電源化する方針を示しましたが、これらは日照や風況次第で発電量が大きく変動することから、必要な時に必要な出力を確保する「主要電源」としての役割に難があり、再生可能エネルギーの不安定さを補完するベースロード電源が必要となります。

陸続きの欧州と違い、日本は、単独で「安定供給」と「脱炭素」を両立させなくてはなりません。二酸化炭素を排出しない原発を活用することは、その現実的な選択肢であります。

いたずらに「原発ゼロ」を目標とすることは、電力の安定供給ができないばかりでなく料金の上昇をもたらし、エネルギーの安全保障はもとより、国際競争力の喪失、産業の空洞化が加速し、国力を低下させることにもなりかねません。

国民の生活を守り、経済の成長を支えるためには、省エネ・再エネの推進とともに、原子力発電を含む多様な電源構成（ベスト・ミックス）の維持が必要であります。

高浜発電所 1、2 号機は炉令 40 年を超えていますが、原子炉等規制法に基づき 2016 年 6 月に運転期間延長が認可され、これまで新規基準に適合する安全対策工事が進められており、1 号機は 9 月に工事が完了し、2 号機は 2021 年 4 月に完了予定と伺っています。

これらの安全対策工事をはじめ、発電所の安全を確保するために日常の保守点検や 13 か月ごとに実施される定期点検などには、2,000 人ちかくの舞鶴市民が従事しており、原子力発電所の存在は、不況に強い電力関連産業として地元経済を大きく支えています。

原子力規制委員会により安全性が確認された原発については、国の責任と権限において、地元自治体をはじめ関係者との合意形成などを図り、早期の再稼働を実現すべきであると考えています。

以上

付託委員会

原子力防災・安全等特別委員会